

**全国児童家庭支援センター協議会**

**実績報告書 作成上の手引き  
( Q&A )**

**2016 年度（平成 28 年）作成**

**実績報告書 作成上の手引き**  
**Q&A 目次 (案)**

はじめに	..... 3
1) 実績報告の意味等について	..... 3
2) 統計処理の方法について	..... 5
3) 項目 B「指導委託」について	..... 10
4) 項目 C「市町村の求めに応ずる事業」について	..... 10
5) 項目 D「里親等への支援」について	..... 11
6) 項目 E「関係機関との連絡・調整」について	..... 12
7) 項目 C～E に関してその他の事項	..... 13
8) その他	..... 13
おわりに	- ..... 15

## 実績報告書 作成上の手引き ( Q&A )

### はじめに

この度、全国児童家庭支援センター(以下、単に「センター」と記します)の実績報告書の様式を改定することになりました。従来からの実績報告書作成時に出されていた質問事項や疑問点、今回の改定で思い起こせる質問事項などをまとめました。

実績報告書作成では、多くのご苦勞があることを鑑みて作成されたものですから、より良い実績報告書作成の手引きになることを願っています。

この手引き作成の目的は、相談件数の計上方法の適正化と標準化を図り、全国のセンターで統一的な実績報告書が作成できるようにすることです。センターによっては相談受付延件数の計上方法が変わり、総数としての延件数が減るところも出てくるかもしれません。しかし、昨今の情報通信手段の普及により相談対応に様々な方法や形態があることを踏まえ、計上の方法を工夫していますので、各センターでも御配慮頂きますようお願い致します。

また、各センターがそれぞれの自治体(道府県)に提出する実績報告の内容が全国で標準化されるように御協力をお願い致します。この手引きを参考にして頂き、実績報告書を作成する基本ルールと手順を押さえ、相談支援の内容への理解を深め、相談延件数そのものが増えていくように有効に活用して頂ければ幸いです。

### 1) 実績報告の意味等について

Q1 : どうして実績報告を作成するのですか？

A : 実績報告書は、児童家庭支援センターの活動について厚労省への報告をするためのものです。児童家庭支援センターの運営費は、国と県から出ています。そのため児家センは厚労省に、国からの運営費を正しく使っていることを報告する義務があります。

Q2 : この実績報告はどのように活用されますか？

A : 厚労省への児家センの事業報告とともに、各センターへの予算決定に活用されます。運営費は、平成 28 年より相談実績に応じた基準額補助方式の導入となります。厚労省では、「年間における、電話相談・来所相談・訪問相談・通所相談・派遣相談・心理相談・メールその他の相談の件数、市町村からの求めに応じる事業」の相談件数・回数に応じ、補助を行うこととなりました。また、指導委託に対しても補助を行うこととなりました。これら運営費補助金に対する報告書です。国が定めている「児童家庭支援センター設置運営要綱」(以下、単に「運営要綱」と記します)に沿って、正確に記入をお願いします。

Q3 : 実績報告はなぜこの項目で構成されているのですか？

A : 児童家庭支援センター設置運営要綱をご確認ください。

運営要綱の「4.事業内容等」にセンターが実施すべき事業が書かれています。この内容に対し、国からは運営費補助金が出ています。

運営要綱に定められた事業を各児家センが行っていることが分かりやすく報告するために、要綱の「4. 事業内容等」に沿った構成となっています。実績報告書への記入の前に、必ず運営要綱を読むようにしてください。

Q4 : 「指導委託」の報告が、別書式になっているのは何故ですか？

A : 平成 28 年より、指導委託に対して 1 件につき年間 10 万円の補助を受けることとなります。指導委託のケースが何件あるか、分かりやすくするために、書式の B となっています。なお、指導委託は独自に補助金を受けるため、書式の A には計上できません。指導委託についての報告は、「B、児童相談所からの委託による指導」にのみ記載してください。

Q5 : 平成 27 年までの書式との変更点はどこですか？また、なぜ変更があったのですか？

A : 前述の通り、平成 28 年から運営事業費の補助が変更になりました。厚労省は、補助の対象とする事業について「電話相談・来所相談・訪問相談・心理療法・メール手紙その他による相談」の件数と、市町村からの求めに応じた事業の回数を合算したものと、しています。今回の改定作業で相談件数と事業回数を明示できる形として、「里親等への支援」「関係機関等との連携・連絡調整」の回数も加え、この報告書を作成しました。相談件数の報告が、書式 A 欄、市町村の求めに応じる事業については C の欄で明示できるようにしています。

また、D、E は、運営要綱に定められている「4 事業内容」の (4) 里親への支援、(5) 関係機関等との連携・連絡調整の中での事業を明示するための項目です。どのように事業が定められているかは、運営要綱の「4 事業内容」をお読みください。

#### 【ポイント】

- \* 国と県からのセンター運営事業費と事業に応じた補助費に対する報告書であることを理解する。指導委託にも補助費が出るため、対応した書式を設けています。
- \* そのため、他から事業費が出ている事業（里親支援機関としての事業や自治体からの委託事業等）について、この報告書に記載することができないことを理解しましょう。
- \* 統計の項目立ては運営要綱に沿っているので、まずは運営要綱をよく読んでください。

## 2) 統計処理の方法について

Q6 : 実績報告書の記入要領に「1 ケースは1 人の子ども」と書かれていますが、これはどういう意味ですか？

A : 児童家庭支援センターは、「地域の児童の福祉に関する問題」を扱う機関です。支援対象者は「児童」となります。保護者や教員・保育士等からの相談であっても、「子ども」の福祉の向上を図るために、「子どもを取り巻く人」からの相談を受けています。そのため、児童家庭支援センターのケース単位は「子ども」となります。

例えば、ある子ども（A さん）について母と担任から別に相談を受けた場合、母・担任の相談は「A さん」のケースとして記録され、延件数に2 件と計上されます。

Q7 : 兄弟が複数いる家庭への支援は、どのように計上すればよいですか？

A : 「相談の該当児童数=実人数」です。一家庭への支援であっても、その相談支援対象者に複数の子ども（兄弟・姉妹）が含まれる時、その児童数で計上してください。逆に、兄弟・姉妹のいる家庭であっても、相談・支援の対象者が一人であれば実人数は「1」として計上します。

例えば、「兄弟が複数おり、その兄弟たちの安否確認のため家庭訪問を行った」場合、安否確認を必要とする兄弟全てが支援対象者となるため、その児童数で計上します。また、「兄弟が複数いる家庭から、長男の不登校について相談を受けた」場合、相談支援対象者は長男となるため、実人数は「1」となります。その支援が、誰の為に、何のために行われているかから、判断をお願いします。ケースの記録に支援内容を記入できる内容かどうかという点からも判断できます。

Q8 : 母子並行面接は、1 件として計上するのですか？

A : 上記のように、児家センの相談の単位は「子ども」であり、「相談の該当児童数」が実人数です。母子並行面接も「子どもの福祉の向上」のために行われている場合、ケースは「その子ども」、面接回数が2 回、として計上されます。（実人数と延件数についてはQ13を参照のこと）但し、「母が長女の相談をしている間に、次女の託児を行った」場合は、長女に対する相談支援活動ではないため、計上しません。

Q9 : 1 人の子どもに数人のスタッフで対応した場合はどう計上しますか？

A : この場合の対応とは、2 名以上のスタッフで1 回の面接を行ったということでしょうか？児家センの相談の単位は「子ども」です。「子ども」に対して、どのような支援を

何回行ったかを計上するため、複数のスタッフが対応しても、相談件数は1回となります。

逆に、一人の「子ども」への支援に対して、「子どもの面接を受けたスタッフ」「機関とカンファレンスを行ったスタッフ」「母からの養育相談を電話で受けたスタッフ」がいるような場合には、それぞれ計上します。

**Q10** : 1日に同一人物について来所相談、電話相談など複数の相談を受けた場合、どのように処理しますか？

A : 上記の通り、一人の人物への支援として、それぞれに計上します。

**Q11** : 様式Aの1について、「新規受理人数」と「継続相談人数」の違いはなんですか？

A : 「新規受理人数」とは、その年度内で新たに相談・支援を受け付けた人数のことです。継続相談人数とは、先月以前から相談・支援を受け付けている人でその月にも相談・受け付けた人数のことです。「月別相談人数」がその月に、相談・支援を受けた実際の人数となります。

「新規受理人数」の合計(①)は、その年度内に相談・支援を受け付けた実際の人数を示します。

**Q12** : 継続相談でも4月に新規受理相談として処理するのはどうしてですか？

A : この実績報告は、該当する年度の活動を報告するものだからです。「新規受理人数」によって、相談・支援を行った実際の人数を報告しています。

**Q13** : 「実人数」と「延件数」の違いはなんですか？

A : 実人数とは「相談・支援を受け付けた人数」、延件数とは「相談・支援を行った回数」のことです。

**Q14** : 無言電話やいたずら電話は、電話相談に入りますか？

A : 明らかにいたずら電話、と分かるものは計上しません。

無言電話は計上します。無言電話を受けた支援者は話し出すのを待ちながら、相手が話しやすいように工夫をすることもあるでしょう。このような対応は「相談したい意志があっても話すことに抵抗がある」と考えた上で話すことを支援していると言えます。

よって、計上可能と考えられます。

Q15 : 相談のキャンセルの電話は、相談件数にしますか？ 突然の相談のキャンセルがあった時は、カウントしますか？

A : どちらもカウントしません。キャンセルの電話は、相手からの連絡です。

ただし、「来所できなくなったので、電話相談をしたい」といった変更はあるでしょう。その際は、「電話相談」で計上となります。計上するものは「実際に相談・支援を行った」場合です。

Q16 : 電話や家庭訪問で不在だった場合は、件数となりますか？

A : その電話や家庭訪問の意図にもよります。

安否確認が必要な家庭に訪問したが留守だった場合、その時の洗濯物の有無・電気が点いているか・車や自転車の有無などを確認し、安否の判断をするかと思えます。この場合は、留守であった、という情報自体が有用となり、「意図・目的に沿った家庭訪問」をしたと言えるため、件数として計上します。

訪問による相談・約束した時間に電話をかけての相談となる場合、「相談を受ける」ことが支援の意図であり内容となります。この意図は実行できなかったため「キャンセル」とし、計上しません。

Q17 : こちらから電話をした場合は、相談電話になりますか？

A : その電話は、なぜしたのでしょうか？

それが、「相談・支援」としての対応であれば、計上してください。次回の相談の日程調整などであれば、計上しません。

Q18 : 関係機関からの電話は、電話相談になりますか？

また、関係機関との CC (ケースカンファレンス) などは、どのように処理されますか？

A : こちらも内容によります。要対協の日程調整などであれば、相談支援活動ではないため計上しません。しかし、関係機関からケースの支援方針や支援計画に基づいて、ケースについての情報提供・経過の報告・ケースについての相談は、「関係機関からの相談」として電話相談に計上します。

関係機関との CC については、機関に出向く際は「訪問相談」・機関がセンターに来た場合は「来所相談」に計上します。(関係機関との連携・調整の部分には、1回の CC が行われたとして回数を計上します。ダブルカウントでなく件数と回数をそれぞれに計上します。※Q37 も参照してください。)

要綱には、関係機関等との連携・連絡調整（1 目的、4 事業内容の（5））が記載されています。この連携の中で、「子ども」と「家庭」が対象であり「相談ケースとして記録でき、支援計画が立てられるもの」を、「相談・支援」として計上します。

Q19 : 心理士が行った面接は、「来所相談」と「心理療法」のどちらになりますか？

A : 心理士の業務は一般的に、①査定（心理状態の観察・分析）、②面接援助（心理相談による助言・指導）、③地域の人的援助システムのコーディネーティングやコンサルテーション（関係者との心理相談による助言・指導）などがあります。心理士として行った業務は「心理療法」となります。これは、「来所相談」に限らず、CCなどでコンサルテーション等を行った場合も同様です。なお、本体施設心理士で対応が難しい場合、センターの心理士が施設からの依頼を受けて、施設に入所している子どもの心理療法・心理的支援を行った場合や心理判定を行った場合なども計上することは可能です。

Q20 : メール相談は、どのタイミングで1件と取りますか？

A : 「相談」とは「問題解決のための話し合い」（大辞泉）のことです。相談メールが送られてきただけでは、「話し合い」にはなりません。「合い」になるには、返答が必要です。メール相談は「返信」した時点で一件、として計上をお願いします。

Q21 : 途中で相談種別や相談経路が変わった場合は、どうすればよいのですか？

A : 相談種別及び相談経路については、今回の改定で実人数ではなく延件数を計上することになりました。即ち、月別相談延件数の数と相談種別延件数と相談経路別受付延件数の数が一致することになります。相談を受け付けた際に、実態として初回相談の際の相談種別や相談経路と継続相談で受け付ける相談種別と相談経路が変わることもあります。その際には、その都度相談種別や相談経路ごとの該当種別及び経路に合わせて延件数として計上してください。

Q22 : 虐待の「再掲」とはなんですか？

A : 再掲とは「以前に掲示・掲載したものを、もう一度示すこと」です。ここでは、全「養護相談」の中で、「虐待」ケースが何件あるかを記入します「虐待（再掲）」の件数は既に「養護相談」の件数に含まれているため、「相談種別」の合計数には反映されません。

Q23 : 相談を受け付けましたが、「相談経路」のどのように分類されるのでしょうか？

A : 記入要領の「相談経路別受付数」をお読みください。

『「市町村・福祉事務所」の定義や範囲については、各市町村で異なる』とありますが、市町村の組織図等に記載されていますので、市町村にお問い合わせください。

『「児童福祉施設」は、児童福祉法第7条に定められた施設のことである』とありますので、児童福祉法をご覧ください。

Q24 : 当センターでは、自主事業として「ひろば事業（任意の名称です）」を行っていますが、この場合、参加者の人数は計上してよいのでしょうか？

A : 「ひろば事業」は「相談」...つまり「個別の問題解決のための話し合い」の場ではありません。参加者の人数は計上しません。

ただし、「ひろば事業」に来られた方が、その中でスタッフに個別に相談をしてきた場合は、「相談」として受理され計上されます。

Q25 : ショートステイはどう計上しますか？

A : 子育て短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ）や一時保護は、あくまでセンターの事業とは別個の事業であり、利用日数をそのままセンター事業の実績とすることは適切ではありません。但し事業利用に際して、その当初に行うインテーク支援（＝「〇月〇日から〇日まで、出張で子どもを養育できないので、どこかで預かって欲しい」という保護者からの利用申込の受理及び児童のニーズに応じた受入施設の調整・確保などのインテーク段階における支援）を、センターが行った場合については、インテーク支援実施の都度、1件として養護相談に計上することとします。（実績報告書様式1の個別計上欄を削除しましたが、相談件数としての計上は引き続き行ってください。）

Q26 : 要対協に参加して、直接支援をしていないケースについて意見や助言をしました。相談として計上できますか？また、計上する際にはどこに分類されますか？

A : 計上することは可能です。要対協なので、機関を「訪問」したと考えられますので、「訪問相談」に計上します。要綱（1 目的）に「地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、（中略）、必要な助言を行う」と定められていることから、要対協という機関に対して必要な助言を行った、と言えるからです。要対協との連携・調整については、「（6）項目 E「関係機関との連携・調整」の Q & A も参照してください。

これは、要対協以外の組織・機関に対しても同様です。要対協以外のカンファレンスにおいてもセンターとして参加し助言等をした際には、「個別相談」として計上することは可能です。（機関に訪問した場合は「訪問相談」、センターに他機関が集まった場合は「来所相談」になります。分類は、形態に応じて計上してください。）

Q27 : 終結したケースが、再開しました。新規ケースとして計上しますか？相談種別が変わったら、新規ケースとして上げ直すのでしょうか？

A : 年度内は、継続相談として取り扱います。これは、「年度内に相談を受け付けた実際の人数」を報告するため、同一人物は再開しても新規ケースとして計上しません。

#### 【ポイント】

\*実績報告書の記入要領をよく読んで、内容と意味をよく理解してください。

\*センターの「相談」や「事業」の対象者は誰であるかを、運営要綱から理解してください。

\*行っている「相談支援」が、「意図のある支援」であるかを振り返り、計上してください。

### 3) 項目B「指導委託」について

Q28 : 指導委託とされるのはどのようなケースですか？

A : 児童相談所から「指導委託」として書面で通知のあったものです。書面がなく、児相からの紹介や児相と連携を行っているケースは、他の相談と同じように処理してください。どのようなものが指導委託となるかは、運営要綱4の(3)をお読みください。

Q29 : 指導委託の件数は、どのように実績報告書様式1に計上するのですか？

A : 指導委託は相談として受けるのではなく、指導委託の件数を項目Bに記載することになります。従って、A、相談件数では計上できません。

実績報告書様式1の項目で「B、児童相談所からの委託による指導」のところに計上してください。具体的には実績報告書様式1の⑤には、指導委託を受けたケースへの対応延べ数を計上し、同様式⑥の欄には実人数を計上します。さらに、指導内容の種別は、委託内容に応じた種別を実人数で同様式⑦に計上します。

### 4) 項目C「市町村の求めに応じる事業」について

Q30 : 市町村の求めに応じる事業とはなんですか？

A : 運営要綱4の(2)に「市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う」と定められています。市町村主催の乳幼児健診事業への協力や個別カンファレンスへの参加、個別ケースの学習会への運営協力などが「市町村の求めに応じる事業」として考えられます。求めに応じる際に、市町村との契約書がある場合とない場合が考えられますが、**実態として求めに応じるものであれば対象事業とすることは可能です。**

Q31 : 市町村から、乳幼児健診事業への協力（＝身長・体重の測定業務や保護者への聞き取り業務への協力）依頼を受け、毎回参加し、「市町村の求めに応じる事業」に計上していますが、この健診の中で個別に受けた相談や直後の市職員等とのカンファレンスでの助言を相談件数として計上することはできますか？

A : 相談件数の「訪問相談」に計上できます。

Q32 : 委託料・補助金を受けて実施している事業の場合は、すべて相談件数として実人数・延件数に計上してはいけませんか？計上できない委託料・補助金の範囲はどこまででしょうか？（例：市町村から派遣依頼の謝礼を貰っている場合などはどうなりますか？）

A : 計上できるか否かは、派遣・委託の契約内容によります。そもそも委託料や補助金は、受託した業務の対価として発生するのですから、その派遣・委託契約に、相談・支援業務が含まれている場合には、センター運営費補助金と二重払いになる可能性があるため、計上できません。

但し、市町村との間で、センターの基本機能を利用した単純派遣契約に基づいて行う事業については、その際受理した相談等について、センターの相談件数に計上することは可能です。

## 5) 項目D「里親等への支援」について

Q33 : 里親への支援とはどのような事業を指しますか？

A. 運営要綱4の(4)には、「里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う」と定められています。このことから、センターの「里親支援」とは「相談活動」が基本として定められていると言えます。相談活動となり得るものとしては、里親のグループ相談などがあげられます。また、この運営要綱では「里親・ファミリーホーム」が対象として定められています。そのため、対象者が「一般市民」である里親啓発活動等は、要綱に定められた支援には含まれません。

里親・ファミリーホームからの個別の相談は項目Aで計上してください。事業として、里親対象のグループ相談等を行った場合は、項目Aに実人数・相談件数を、項目Eに事業回数を記入します。

Q34 : 里親支援のための活動、サロンの開催は、記載できますか？

A : その活動の対象者が「里親・ファミリーホーム」である活動が記載できます。例えば、「里親研修や里親対象の講演会・里親トレーニング事業の実施」「里親サロン・相互交流会の開催」などは里親支援事業として項目Dに記載することは可能です。

但し、これらは「相談支援活動」ではありませんので、項目Aへの件数の計上はできません。

Q35 : 里親サロンや相互交流会で里親・里子から相談を受けた場合はどうなりますか？

A : 「ひろば事業」での相談受け付けと同様にお考えください。里親・里子からの相談件数としてAに計上してください。

Q36 : 里親支援専門相談員の活動を記載してもよいのですか？

A : 里親支援専門相談員には別事業として事業費が出ているので記載できません。この報告書はセンターの運営事業費と補助費に対する報告となるため、それらに対応する事業についてのみ記載をしてください。但し、センター職員を兼務する里親支援専門相談員が、里親支援業務に該当しない一般的な相談受け付けや支援を行った場合には、相談件数として計上することは可能です。

## 6) 項目E「関係機関との連携・連絡調整」について

Q37 : 「関係機関との連携・連絡調整」とはどのような事業を指しますか？

A : 運営要綱4の(5)「児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、地域機関との連絡調整を行う」に対応する項目です。これは、当該センターが、地域での児童や家庭に対する支援を迅速に行うための連携・連絡調整を目的とした事業を指しています。地域での支援やケース運営を円滑に行うための準備としての業務、センターの事業を的確に行うための業務などが、記載できる事業として考えられます。この4の(5)に記載されている機関との会議や要対協への参加、地域ネットワークの事務局として開催した会議等を記載します。

実際に行われたCCは、「E、関係機関との連携・連絡調整」の項目に回数を計上します。その日時で1回行われたCCを1回として計上します。相談は「件数」で計上しますが、機関連携・連絡調整は「回数」での計上となりますので、質と量、内容の違いがあります。従って、厳密には「ダブルカウント」という捉え方ではありません。連携・連絡調整の中で相談・支援の内容が出て、記録に記載できるものを件数として計上できるように配慮されたものです。

Q38 : 施設見学者にセンターについて説明をしました。この項目に記載できますか？

A : この項目は「児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、地域機関との連絡調整を行った」事業について報告する項目です。ケース運営上の連携を目的としない、センターの周知活動等は、この項目には含まれません。

また、センター職員が講演会や研修会に参加した場合、大学等で学生に講義をした場合、センターの目的外の講演会や研修会に講師として参加した場合も、この実績報告では記載しないものとします。

Q39 : 市町村からの依頼で要対協に参加しています。C ではないのですか？

A : 運営要綱上では、4 の (5) に要対協が含まれています。そのため、E に記載をしてください。なお、E には事業回数のみを記載します。「要対協に参加し、助言等の支援活動を行った」ケースは、「相談件数」として項目 A で計上することが可能です。

## 7) C～Eに関してその他の事項

Q40 : 平成 27 年までには、「グループワーク・集団指導」「市民啓発・地域支援事業」の項目がありました。なぜ、平成 28 年の報告書から無くなったのですか？

A : 運営事業費の基準額の変更がある中、より「運営要綱」に沿った報告書が必要となりました。そのため、運営要綱 4 事業内容に則した項目を作り、運営要綱に定められていない事業については報告書から省いています。

なお、「グループワーク・集団指導」は、集団の力を用いて個別の問題を取り扱う「相談支援」です。「来所相談」「心理療法」「訪問相談」など、形式と内容に合わせて計上することは可能です。

Q41 : 資生堂のセミナー、オレンジリボンキャンペーンはどこに記載されますか？

A : これらは「市民啓発・地域支援事業」となります。この報告書に記載する項目はありません。

Q42 : 市町村から地域の祭りへ参加協力依頼があり、そこでオレンジリボンを配りました。

これは、市町村からの求めに応じる事業に記入できますか？

A : 記入できません。要綱 4 の (2) をご確認ください。「市町村の求めに応じ」「技術的助言その他の援助」を行った事業をこの項目に記入します。オレンジリボンの配布は「技術的助言その他の援助」に該当しません。

Q43 : 自治体の町内会議に参加しました。他機関との連絡調整に記載できますか？

A : それは、「相談支援」に関わることでしょうか？町内会等の会議は、相談支援活動には該当しないので記載できません。

Q44 : 施設見学や研修会への参加は記載できますか？

A : ケースに関わる「相談支援」に該当しないので記載できません。

Q45 : 夏祭りなどの施設のイベントでの広報は記載できますか？

A : ケースに関わる「相談支援」に該当しないので記載できません。

## 8) その他

Q46 : 実績報告書を作成した後に、確認することはありますか？

A : 項目 A の②、③、④は同じ数字が入ります。こちらを確認してください。

Q47 : 正確な実績報告書作成のためのコツはなんですか？

A : 要綱と記入要領をよく読み、センターの事業がどう定められているか、理解しておくことです。

Q48 : センター独自の業務を行っています。地域のニーズも多いので報告書に反映をしたいのですが、どうしたらいいですか？ そうしないと、人が集まりません。

A : この実績報告書は、厚労省が運営要綱に定めた事業に対する運営費補助金と補助費への報告を目的としたものなので、それ以外の活動については記載できません。その地域のニーズに合わせたセンター独自の業務もまた必要な活動の一つですが、運営事業費と補助費はそれらに対して出ているのではないことを理解してください。

Q49 : センターの役割は虐待予防だと思っています。虐待予防の啓蒙・啓発活動はどこに計上されますか？

A : 虐待予防のための活動も重要ですが、運営要綱上、センターの目的には「虐待の予防」「啓蒙・啓発活動」は定められていません。よって、原則的にこの報告書には計上できません。但し、平成 28 年の児童福祉法および母子保健法等の一部改正を受け、今後市町村は、児童虐待の発生予防活動に注力することになるでしょう。それ故「児童虐待防止研究会」や「保護者に対するペアレント・トレーニング事業」などのうち、市町村の要請による事業＝具体的には市町村主催事業、及びセンターと市の共同開催事業＝については「市町村の求めに応ずる事業」にその実施回数を計上することは可能です。

Q50 : 要対協に入れて欲しいと、市町村に打診したのですが入れてくれません。どうすればよいのでしょうか？

A : 実務者研修で出された質問をここでも取り上げています。稀なケースと思われませんが、市町村と十分に話し合うことが必要です。要対協の一員となれるようにしましょう。この手引きは、実績報告書に関する Q&A です。実際の業務についてはどこのセンターでも頭を悩ませる問題です。お近くのセンターや関係機関にご相談ください。ご自身のセンターが、市町村に求められるために何をしていく必要があるか、日々の活動の中で見つけていきましょう。

Q51 : 本体施設の長がセンター所長兼務の場合、所長の相談支援活動を計上して良いですか？

A：本体施設との連携体制強化のため、本来施設職員である者にセンターとの兼務や兼任を命ずる人事ケースは多くあり、これ自体は全く問題ありません。しかし本来、本体施設の施設長や家庭支援専門相談員は、非常勤や兼任配置は認められず、施設での常勤・専任が義務付けられていますので、彼らの活動をセンターの活動実績件数に計上することは適切ではありません。これは里親支援専門相談員と同様です。

Q52：私のセンターでは、本体施設職員（＝グループケア管理宿直等職員や特別指導費、指導員特別加算の対象職員）として週 20 時間勤務している非常勤職員を、常勤化（週 40 時間雇用）し、残りの週 20 時間分は、センター兼務職員としてセンター勤務の時間帯に要支援家庭へのソーシャルワーク業務に従事させています。この場合の活動実績は、どうすればよいのでしょうか？

A：センターの兼務職員としてセンターの支援対象である家庭に対して行ったソーシャルワーク及び支援活動の件数は、センターの相談支援件数に計上することが可能です。しかし、本体施設職員が本体で行う支援活動をセンターの相談支援件数に計上することはできません。

Q53：統計処理で困った時は誰に聞いたらよいのですか？

A：まずは地区幹事にお聞きください。

地区幹事でお答えできない時は、地区幹事から副会長（調査研究担当）に問い合わせください。

## おわりに

今回まとめられたこの Q&A は、これまでの質問や疑問をまとめました。様式が改定となり、実績報告の件数の計上方法が全国のセンターにおいて標準化が進むように、また相談件数が伸びていくように配慮されたものです。相談件数に応じた補助基準額方式が、センターの相談支援活動やその他の活動実績に大きく影響を与えていくことが予想されます。

センター業務の全国的標準化は長年の課題でもありました。標準化を進める課題は、まだまだいくつもあると思われませんが、今回の改定を起点として皆様の知恵を集め、さらに良いものを作り出せるように取り組んでいきましょう。

児童家庭支援センター運営事業実績報告書 作成上の手引き( Q&A )

作成年月日:平成 28 年(2016 年) 10 月 4 日

平成 28 年(2016 年) 12 月 12 日(加筆修正)

作成者:全国児童家庭支援センター協議会  
ハンドブック作成作業班

発行者:全国児童家庭支援センター協議会